

船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年7月27日 08時00分ごろ
発生場所	兵庫県明石市 ^{ふたみ} 二見町南方沖 東播磨港 ^{ひがしはりま} 二見南防波堤灯台から真方位180° 1.1海里付近 （概位 北緯34°40.3′ 東経134°53.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{すみよし} 住吉丸は、漂流中、機関が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 住吉丸、1.43トン
船舶番号、船舶所有者等	260-18979兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、漂流して釣りを行ったのち、次の釣り場に移動しようとしたところ、機関が始動できなかった。</p> <p>本船は、船長が、燃料系統にエアが入ったことは分かったものの空気抜きプラグのエア抜き方法を知らず、機関整備業者から電話でエア抜き方法を伝えられたものの実施できなかったため、海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇にえい航されて出港地に戻った。</p> <p>本船は、機関整備業者が実施したエア抜きにより機関が始動した。</p>
分析	本船は、漂流中、機関の燃料系統にエアが入った状況下、船長がエア抜きを行うことができなかったことから、機関に燃料を供給することができず、機関が始動できなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、機関の燃料系統にエアが入った状況下、船長がエア抜きを行うことができなかったため、機関に燃料を供給することができず、機関が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、機関の燃料系統のエア抜きの方法を熟知しておくこと。